平成２３年（フ）第１００号
宮城県石巻市須江字小国55番地　日本財団ホーム小国の郷Ｇ―31号、前住所宮城県石巻市門脇町３丁目８番22号
破産者　鈴木　眞理
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第３３４号
茨城県水戸市堀町1149番地の２
破産者　和田　　慧
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第９２号
茨城県取手市稲463番地２
破産者　石丸　守孝
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第３０２号
金沢市新保本３丁目134　Ｔ・Ｈコーポ103号室、開始決定時の住所金沢市金石西２丁目15番４号
破産者　筆土建こと　筆　　健藏
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４７９号
金沢市駅西新町２丁目４番５号　第２サンコーポ石田・105号、従前の住所金沢市金石東２丁目１番10―６号
破産者　新甫　　巽
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１８号
大津市一里山２丁目31番６号、前住所滋賀県草津市矢橋町2070番地１ヴィア・プレッソ408号
破産者　芳野みどり
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６８号
兵庫県姫路市白浜町寺家１丁目20番地
破産者　吉澤エンタープライズこと　吉澤　昌彦
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３３号
広島市安佐北区口田南７丁目20番８号
破産者　新田　博志
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６５号
香川県綾歌郡宇多津町350番地24、破産手続開始決定時の住所香川県丸亀市土器町東１丁目578番地12
破産者　曽根　章仁
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第１４４号
香川県坂出市横津町２丁目７番10号
破産者　瀬戸　良之
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第１２４号
熊本市西区春日６丁目1675番地２、住民票上の住所熊本市西区春日６丁目1674番地11
破産者　髙木貴美子
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３９５号
大分県由布市湯布院町川上2990番地５
破産者　池邉　秀樹
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５３４号
大分市大津町３丁目４番３号　第２九信ビル403
破産者　工藤　孝一
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

免責許可決定

平成２４年（フ）第１１６号
鹿児島県鹿児島市坂之上５丁目８番８号
破産者　宮原　　優
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１２２号
鹿児島県鹿児島市武岡４丁目６番３号
破産者　福山　　礼
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１２３号
鹿児島県鹿児島市武岡４丁目６番３号
破産者　福山みえ子
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２８５号
さいたま市見沼区大字南中丸94番地５　エクセルガーデン大宮Ｄ201、旧住所さいたま市見沼区大字東新井710番地50　６―502
破産者　古木　延子
1　決定年月日　平成24年７月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３２５号
さいたま市緑区大字三室2624番地５　レオパレスアイ202
破産者　入江　規満
1　決定年月日　平成24年７月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３２６号
さいたま市北区土呂町２丁目50番地４　ＡＹＡ205、旧住所さいたま市北区宮原町４丁目116番地１　井上マンション303
破産者　尾崎　隆二
1　決定年月日　平成24年７月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係